

第56回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2026年6月26日（金曜日）

午前10時

（受付開始 午前9時30分）

場 所

大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺
3階ガーデンコート

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

5名選任の件

第4号議案 監査等委員である

取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の
報酬額決定の件

議決権を行使いただいた株主様に薄謝としてQUO
カード500円分を贈呈いたします。

株主総会后に株主説明会を実施する予定でございます。
会場の都合上、株主総会の終了時刻によっては株主
説明会が中止・短縮される場合もありますので、何
卒ご了承のほど、お願い申し上げます。

証券コード：6166
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
株式会社 中村超硬
代表取締役社長 井 上 誠

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nakamura-gp.co.jp/ir/index.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、電子提供措置事項に掲載の「議決権行使についてのご案内」にて記載のとおり、書面ま
たはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に
記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議
決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年6月26日(金曜日) 午前10時00分(受付開始 午前9時30分)
(上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を
総合的に勘案したことによります。) |
| 2. 場 所 | 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺 3階ガーデンコート |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第56期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内
容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第56期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内
容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以上

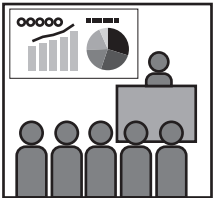

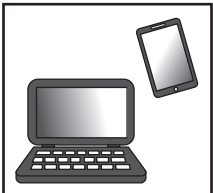
-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面または電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載していません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告 会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針
 - ・ 連結計算書類 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・ 計算書類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ・ 監査報告書 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

なお、議決権を行使いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。

(QUOカードの発送は、本年8月頃を予定しております。)

- | | | | | |
|---|--|--|---|--|
| 1 | 株主総会に
出席する場合 |  | 議決権行使書用紙を
会場受付に提出 | 株主総会開催日時
2026年6月26日(金)
午前10時 |
| 2 | 議決権行使書用紙を
郵送する場合 |  | 議案の賛否を
表示のうえ投函
議決権行使書面において、
議案に賛否の表示がない
場合は、賛成の意思表示を
されたものとして
取り扱わせていただきます。 | 行使期限
2026年6月25日(木)
午後5時30分
到着まで |
| 3 | インターネットによる
議決権行使の場合
(パソコンまたはスマートフォン) |  | 議決権行使サイト
https://evote.tr.mufg.jp/
にて議案の賛否を入力 | 行使期限
2026年6月25日(木)
午後5時30分
まで |

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまに対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第56期につきましては、経営改革の推進および収益構造の見直しに取り組み、このたび、事業構造改革に目途がついたことや、当期の業績及び財政状況等を総合的に勘案した結果、以下のとおり期末配当を実施させていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円（うち、普通配当0円、記念配当5円）

総 額 55,104,495円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に基づき、取締役会における審議の充実と監督の独立性を高め、経営陣への権限委譲と迅速な意思決定による環境変化への対応力強化、及び企業価値の更なる向上を目指すため、監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除ならびに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本変更にかかる定款変更は、本株主総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (3)会計監査人
(略)	(略)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2.取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（員数） 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p>第19条（選任方法） 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.（条文省略） 3.（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2.前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。 <u>2.当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>第19条（選任方法） 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2.（現行どおり） 3.（現行どおり） 4.当社は、<u>会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5.前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力を有する期間は、<u>当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2.取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第20条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第4項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、当該補欠監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2.前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに当たる。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、これを短縮することができる。</p> <p>2.取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の方法） （条文省略）</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（取締役の責任免除） （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、これを短縮することができる。</p> <p>2.取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議の方法） （現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p> <p>第28条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第28条 (員数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第29条 (選任方法) <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3.当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第30条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>第31条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、これを短縮することができる。</u> <u>2.監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第33条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第34条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第35条（監査役の責任免除） <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</u> <u>2.当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第29条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第30条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、これを短縮することができる。</u> <u>2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条（監査等委員会の決議の方法） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="340 167 560 193">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="158 231 511 258">第36条～第37条 (条文省略)</p> <p data-bbox="158 296 344 323">第38条 (報酬等)</p> <p data-bbox="158 328 739 385">会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="374 455 524 482">第7章 計算</p> <p data-bbox="158 550 511 577">第39条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="158 647 213 674">附則</p> <p data-bbox="409 680 479 707">〈新設〉</p>	<p data-bbox="938 167 1159 193">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="763 231 1135 258">第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="763 296 949 323">第35条 (報酬等)</p> <p data-bbox="763 328 1344 385">会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="975 455 1124 482">第7章 計算</p> <p data-bbox="763 550 1135 577">第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="763 647 817 674">附則</p> <p data-bbox="763 680 833 707">第1条</p> <p data-bbox="763 712 1344 866"><u>2026年6月26日開催の第56回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条に定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="763 870 1344 1025"><u>2.2026年6月26日開催の第56回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条に定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いの うえ まこと 井 上 誠 (1954年5月11日生)	1978年4月 ソニー(株) 入社 1983年12月 当社 入社 1987年3月 当社 専務取締役 1995年4月 当社 代表取締役社長(現任) 2008年4月 日本ノズル(株) 代表取締役社長 2013年2月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長 2015年10月 日本ノズル(株) 代表取締役会長 2025年7月 Zeo Next(株) 代表取締役CEO(現任)	258,920株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いの うえ ひろ あき 井 上 紘 章 (1980年4月30日生)	2005年4月 (株)アイ・ピー・エス 入社 2005年11月 西日本電信電話(株) 入社 2008年8月 当社 入社 2016年3月 当社 高機能機器事業部副事業部長 2016年11月 当社 高機能機器事業部長 2019年4月 当社 執行役員 高機能機器事業部長 2019年12月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長(現任) 2020年6月 当社 取締役 高機能機器事業部長 兼 機能材料事業部副事業部長 2021年4月 当社 取締役 営業本部長 2022年6月 当社 常務取締役 営業本部長(現任)	138,800株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	再任 田 植 啓 之 (1967年9月5日生)	1990年4月 (株)ダイエー 入社 2001年7月 当社 入社 2008年4月 日本ノズル(株) 取締役 2014年6月 当社 執行役員 超砥粒応用事業部長 2015年6月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長 2016年3月 上海那科夢樂商貿有限公司 董事長 2021年4月 当社 取締役 管理本部副本部長 兼 経営企画室部長 2023年4月 当社 取締役 管理本部長 兼 経営企画室部長 2024年6月 当社 取締役 管理本部長(現任)	15,100株
4	再任 井 上 絢 哉 (1983年5月20日生)	2002年11月 東電気工業(株) 入社 2008年6月 当社 入社 2018年3月 当社 超砥粒応用事業部 和泉DW生産部長 2021年4月 当社 DW生産部長 2022年6月 当社 取締役 DW生産部長(現任)	133,700株
5	再任 社外 独立 京 谷 忠 幸 (1962年7月24日生)	1981年4月 日本タングステン(株) 入社 1986年4月 (株)岳将 入社 1991年10月 (株)ピーエムティー 代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社 社外取締役(現任) 2020年5月 (株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO(現任)	2,000株

(注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 候補者の所有する当社株式数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。

3 京谷忠幸氏は社外取締役候補者であります。

京谷忠幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

京谷忠幸氏は、長年にわたり(株)ピーエムティーの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社取締役会でも積極的に意見を述べていただきました。これらの経験と実績から当社の経営事項の決定に際して客観的な立場で意見及び有用な助言等をいただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において11年間です。

- 5 当社は、京谷忠幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。京谷忠幸氏の再任が承認された場合、当社は京谷忠幸氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役を選任された場合には、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> かとう あきら 加藤 彰 (1960年1月22日生)	1982年4月 シャープ(株) 入社 2005年4月 同社 経理本部経理部 参事 2006年6月 電子情報技術産業協会(JEITA) 経理・財務委員長(兼職) 2007年6月 日本機械輸出組合 国際税務研究会 座長 (兼職) 2014年3月 日本電産(株)(現 ニデック(株)) 入社 同社 グローバル税務企画部 部長 2023年6月 当社 社外監査役(現任)	-
2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> まつむら やすゆき 松村 安之 (1956年8月29日生)	1982年4月 大阪弁護士会登録 松川雄次法律総合事務所 入所 1989年4月 松村安之法律事務所(現 唯一法律事務所) 開設 代表(現任) 2014年6月 当社 社外監査役(現任)	-
3	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> なか がわ まさ晴 中川 雅晴 (1952年4月3日生)	1975年4月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所 入所 1993年5月 同法人 パートナー 2010年10月 同法人 奈良事務所 所長 2015年1月 中川雅晴事務所開設 代表(現任) 2015年6月 当社 社外監査役(現任) 2017年6月 GMB(株) 社外監査役(現任) 2021年6月 セブン工業(株) 社外取締役 2024年3月 西垣林業(株) 社外取締役(現任)	-

(注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 2 加藤彰、松村安之及び中川雅晴の3氏は社外取締役候補者であります。また3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 3 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
加藤彰氏は、長年にわたり上場企業の経理財務部門の責任者として勤務され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社常勤監査役に就任以降、適切な役割を果たしていることから、取締役の職務の執行を客観的な立場から監査・監督いただけると判断し、候補者といたしました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役就任期間は、本総会終結時において3年間です。
松村安之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断しました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役就任期間は、本総会終結時において12年間です。
中川雅晴氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づいた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断しました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役就任期間は、本総会終結時において11年間です。
- 4 当社は、加藤彰、松村安之、中川雅晴の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で新たに責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外 独立</div> <small>おお やま たか</small> 大山 隆 司 (1942年12月15日生)	1970年4月 奈良地方裁判所 判事補任官 1980年4月 神戸地方・家庭裁判所姫路支部 判事任官 1988年4月 札幌地方裁判所 部総括判事 1991年4月 司法研修所 教官 1995年4月 大阪地方裁判所 部総括判事 2002年9月 京都地方裁判所 所長 2005年5月 大阪地方裁判所 所長 2007年1月 札幌高等裁判所 長官 2008年4月 京都大学大学院法学研究科 教授 2016年6月 当社 社外取締役	—

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 大山隆司氏は、補欠の社外取締役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 3 大山隆司氏は、司法分野における豊富な経験と専門知識を有しており、客観的な立場から監査・監督の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者としました。
- 4 大山隆司氏が就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により補填することとしております。大山隆司氏が社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額につきましては、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきまして、取締役の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬額については取締役会の決議により、代表取締役に決定権限を委任しておりますが、役付取締役と管理部門の責任者との協議及び常勤の監査等委員である取締役の確認を経ることとしていることから、当社取締役会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は5名（うち、社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、監査等委員である取締役の職責や昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、当社取締役会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業による継続的な賃上げやインバウンド需要の回復、IT投資を含む設備投資の増加等を背景に、緩やかな回復基調を維持しているものの、米国の通商政策の変動や、台湾情勢を巡る日中関係の緊張等によって景気の下振れが懸念される状況にあります。世界経済においては、主要国における金融政策の見直しや米国の政策変動による景気の先行き不透明感が高まっているとともに、イラン情勢をはじめとする中東地域の地政学リスクの高まりによる原油価格高騰への懸念等、わが国経済を取り巻く情勢は予断を許さない状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、特殊精密機器事業においては米国向け自動車関税の引き上げや中国経済停滞の影響を受け、電子部品業界向け、ベアリング業界向けや自動車部品メーカー向けの販売が共に低調に推移しました。化学繊維用紡糸ノズル事業においては、炭素繊維用ノズル、不織布用ノズルが堅調に推移しましたが、D-N e x t 事業においては、半導体・パワー半導体の市況低迷により、ダイヤモンドワイヤ販売が低調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は2,768百万円（前期比4.8%増）、営業損失は163百万円（前期は7百万円の営業利益）、経常損失は137百万円（前期は21百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は、江蘇三超社との国際仲裁における仲裁判断（中間判断）に基づき、受領済契約対価の収益未計上部分及び江蘇三超社に支払いが命じられた輸送費等を特別利益に計上したことと、日本ノズル株式会社の全株式売却により得られた売却益を特別利益に計上したことにより、276百万円（前期は32百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 特殊精密機器事業

特殊精密機器事業については、米国による自動車関税の引き上げや中国経済停滞の影響を受け、電子部品業界向けのコレット等の精密部品の販売や、ベアリング業界向けや商社経由での自動車部品メーカー向けの耐摩耗工具分野の販売が低調に推移しました。なお、本格的な量産販売が開始された新規アイテムである新素材で製作した実装機用ノズルの売上は順調に増加したことに加え、新規分野である半導体製造分野において新規顧客との取引を開始いたしました。

これらの結果、売上高は741百万円（前期比4.8%増）、セグメント損失は38百万円（前期は29百万円のセグメント利益）となりました。

② 化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業については、航空機向けを中心とした炭素繊維用ノズル及び不織布関連ノズルの販売が堅調に推移いたしました。またこれまで低迷していた、たばこ用フィルター向けノズルの受注・販売が回復基調に転じたこともあり、売上高は堅調に推移いたしました。また、原材料価格や外注費、人件費等の上昇による影響を受け利益率が低下いたしました。

これらの結果、売上高は1,782百万円（前期比6.1%増）、セグメント利益は51百万円（前期比65.0%減）となりました。

③ D-Next事業

D-Next事業については、海外顧客開拓は順調に進捗しているものの、半導体・パワー半導体市況低迷の影響により、国内大手顧客へのダイヤモンドワイヤの販売が低調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は230百万円（前期比5.3%減）、セグメント損失は111百万円（前期は91百万円のセグメント損失）となりました。

④ マテリアルサイエンス事業

新規事業として早期事業化を目指すナノサイズゼオライトについては、歯みがき粉用途等において正式採用が決定いたしました。また、量産期待値の高い電子部品封止剤やガス吸着用途分野においては顧客やエンドユーザーにおける正式採用に向けた評価が継続しております。また、引き合いが増加している触媒用途や分離膜用途、金属イオン吸着用途等の新規用途分野向けへのサンプル提供を継続いたしました。

これらの結果、売上高は12百万円（前期比30.6%増）、セグメント損失は83百万円（前期は96百万円のセグメント損失）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比
特殊精密機器事業	741,792 千円	26.8 %
化学繊維用紡糸ノズル事業	1,782,522	64.4
D-Nex t 事業	230,933	8.3
マテリアルサイエンス事業	12,837	0.5
合計	2,768,084	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は42百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

特殊精密機器事業関連	20百万円
化学繊維用紡糸ノズル事業関連	22百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内経済、海外経済ともに先行き不透明な状況が継続する中、当社グループでは2027年3月期を、当社の企業価値を最大化するための成長戦略である「Reスタート2026」の初年度として、これまで推し進めてきた構造改革の成果を活かし、各々の事業における売上高と収益の拡大を目指し、以下の取り組みを進めてまいります。

① ナノサイズゼオライトの事業化

新規事業として10年以上に渡り開発に取り組んできたナノサイズゼオライトについては、化粧品や歯みがき粉用途において正式採用されました。また販売量の拡大が期待される複数の用途分野においては、量産採用に向けた顧客やエンドユーザーによる評価が継続しており、2026年度における量産開始を見込んでおります。加えて、2026年4月1日にナノサイズゼオライト事業を当社の100%子会社であるZ e o N e x t 株式会社に移管し、ナノサイズゼオライトの販売数量を飛躍的に拡大させるため、グローバル市場に対し精力的に営業展開するための体制を既に構築済みであり、当事業の継続的成長を実現するための複数の施策を強力に推進するとともに、当事業の収益力のさらなる拡大のため、製造現場における生産技術力と生産性の向上に取り組んでまいります。

② 特殊精密機器事業の収益力強化

特殊精密機器事業においては、これまで取り組んできた技術開発の成果として、新開発の実装機用ノズルの量産販売開始による売上高の増加を見込んでいるとともに、商社を活用した自動車部品メーカーからの受注拡大、半導体製造業界からの新規受注獲得や既存顧客の深耕、同業他社の廃業による精密部品加工需要の取り込みに注力してまいります。また、効率的なM&Aの実施による事業分野と事業規模の拡大を推進してまいります。あわせて、製造現場における生産技術力と生産性の向上を実現することなどにより、さらなる収益力の強化に取り組んでまいります。

③ D-Next 事業におけるビジネスモデル転換の完了と収益事業化

2019年11月に太陽光発電向けダイヤモンドワイヤ生産事業から撤退し、パワー半導体・難削材向けダイヤモンドワイヤの生産・販売事業へとビジネスモデルを転換した同事業においては、国内市場における顧客内シェア拡大と海外顧客の獲得により、販売数量拡大に取り組んでまいります。また生産現場における製造原価低減をさらに推進し、半導体・難削材向けダイヤモンドワイヤの生産・販売事業の収益事業化を達成し、ビジネスモデル転換の完了を目指します。

④ 研究開発力の強化

当社グループの持続的発展のためには、技術競争力に裏打ちされた様々な研究開発が必須と考えております。この研究開発力を基盤として社会における課題解決に役立つ技術開発を推進し、「エネルギー」「環境」「医療」を事業領域の3本の柱として、産官学連携も視野に入れながら次世代技術の研究開発を進めてまいります。

⑤ 人材の確保・育成

当社グループの持続的発展のためには、現在保有する高度かつ熟練した生産技術を次世代に継承することに加え、今後の当社グループの経営の中核を担う人材の育成が急務と考えております。このため当社グループでは高度人材の確保のため継続的な採用活動を行うとともに、人材教育体制の構築や人事制度の再設計を行い、必要不可欠な人材が長い年月にわたって、やりがいを持って働いていただける環境の整備を進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、会社法、金融商品取引法及びその他の法令を遵守するコンプライア

ンス体制を継続して強化していくとともに、内部牽制が機能する管理体制を構築、強化することで、株主や取引先など、すべてのステークホルダーの信頼に耐えうる組織を目指してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2023年3月期 第53期	2024年3月期 第54期	2025年3月期 第55期	2026年3月期 (当連結会計年度) 第56期
売 上 高	3,322,156 千円	2,413,086 千円	2,640,960 千円	2,768,084 千円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	△124,471 千円	144,169 千円	△32,793 千円	276,299 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△11.29 円	13.08 円	△2.98 円	25.07 円
総 資 産	4,688,582 千円	6,003,587 千円	5,355,110 千円	1,711,024 千円
純 資 産	714,971 千円	854,904 千円	819,763 千円	1,098,090 千円
1株当たり純資産額	63.65 円	76.43 円	73.51 円	99.21 円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Ze o N e x t 株式会社	3,000 千円	100 %	無機及び有機の各種化合物の開発・製造・販売ならびに化合物の受託研究、受託合成、受託生産業務
上海那科夢樂商貿有限公司	450,000 USD	100	当社製品の販売、原材料等の仕入

(注) 1 前連結会計年度末において子会社であった日本ノズル株式会社は、当連結会計年度に株式を売却したことに伴い連結子会社から除外しております。
2 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業	主要製品
特殊精密機器事業	ダイヤモンド、チタン、タンブステン、モリブデン及びセラミックス等超硬素材を使用した特殊精密部品、耐摩耗治工具、切削治工具、超硬治工具、産業用機械装置の設計・製造・販売
D-Next事業	パワー半導体・難削材向けダイヤモンドワイヤの開発・販売、ダイヤモンドワイヤ製造装置の開発・販売
マテリアルサイエンス事業	ナノサイズゼオライトの開発・販売

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

区分	所在地
本社	堺市西区
工場	大阪府和泉市（和泉工場）

② 子会社

社名	所在地
Zeo Next株式会社	堺市西区
上海那科夢楽商貿有限公司	上海市徐匯区

(9) 企業集団の従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
58名	82名減

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数には、期末日現在の非正規社員7名及び派遣社員4名は含まれておりません。
3 従業員数が前事業年度末と比べ大幅に減少しておりますが、その主な理由は、日本ノズル株式会社を売却し、子会社から除外したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

中国の江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡案件について、同社より2021年11月17日付で当社の契約義務の履行がなされなかったとして、シンガポール国際仲裁センター（以下、SIAC）に対し、本契約を解除するとともに損害賠償を請求する仲裁の申立てが行われ、2025年5月20日付でSIACから仲裁判断（中間判断）を受領し、当社に対し江蘇三超社が被った直接損害額及び利息の支払いが命じられました。

しかしながら、当社が支払う金額については、今後の仲裁手続きにおいて江蘇三超社及び当社がそれぞれ主張を行った上で、仲裁廷により別途決定されることとなっております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,020,900株 |
| (3) 株主数 | 16,515名 |
| (4) 大株主（上位10位） | |

株主名	持株数 株	持株比率 %
楽天証券株式会社	340,900	3.09
井上 誠	258,920	2.35
株式会社ナカムラコーポレーション	179,000	1.62
井上 紘章	138,800	1.26
井上 絢哉	133,700	1.21
井上 阿佐美	131,180	1.19
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	129,400	1.17
小山 博信	104,500	0.95
大石 嘉昭	101,100	0.92
株式会社SBI証券	89,000	0.81

（注）持株比率は発行済株式の総数から自己株式（1株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第4回新株予約権
発行日	2017年6月16日
区分	取締役 (社外取締役を除く)
保有者数(個数)	3名(26個)
目的となる株式の数	2,600株 (注)
目的となる株式の種類	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	1,995円
権利行使期間	2019年6月17日から 2027年6月16日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

(別記)

・新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ii. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- iii. その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・その他取得の条件

- i. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井上 誠	代表取締役社長	Z e o N e x t(株) 代表取締役CEO
井上 紘章	常務取締役 営業本部長	上海那科夢樂商貿有限公司 董事長
田植 啓之	取締役 管理本部長	
井上 絢哉	取締役 DW生産部長	
京谷 忠幸	取締役	(株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO (株)ピーエムティー 代表取締役社長
加藤 彰	監査役（常勤）	
松村 安之	監査役	弁護士 唯一法律事務所 代表
中川 雅晴	監査役	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役 西垣林業(株) 社外取締役

- (注) 1 取締役 京谷忠幸氏は、社外取締役であります。
 2 監査役 加藤彰、松村安之、中川雅晴の3氏は、社外監査役であります。
 3 取締役 京谷忠幸ならびに監査役 加藤彰、松村安之、中川雅晴の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4 監査役 加藤彰氏は、国内大手メーカーでの経理財務部門の責任者としての経験を有しており、また、監査役 中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	藤原 邦裕	日本ノズル(株) 代表取締役社長	2025年6月26日
取締役	小林 哲哉	日本ノズル(株) 常務取締役	2026年3月31日
取締役	大山 隆司	—	2026年3月31日

- ・ 取締役 藤原邦裕氏は、任期満了による退任であります。
- ・ 取締役 小林哲哉氏、取締役 大山隆司氏は、辞任による退任であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び日本ノズル株式会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る争訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、その役割の範囲や職責の重さ等を踏まえ、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準、報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭報酬（月額報酬及び賞与）と非金銭報酬により構成され、業績連動報酬は定めておりません。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額報酬のみとしております。

当該決定方針については、2021年2月26日開催の取締役会決議（2024年4月26日開催の取締役会にて一部改定の決議）により定められております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額250百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、非金銭報酬として、2016年6月24日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションの付与を決議しておりますが、当該決議により取締役に割り当てられた150個（1個につき100株）は、すべて付与されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 井上 誠が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、月額報酬については、役位別の報酬テーブルの範囲内で役位、職責に応じて当社の業績、他社水準等を総合的に勘案し、決定するものとしております。また、賞与については、個別に株主総会決議を経て、当該株主総会決議で承認された額の範囲内で、各人の業績に対する貢献度等に鑑み決定するものとしておりますが、配当可能利益が確保されるまで賞与の支給は行わないこととしております。

代表取締役は、権限の行使にあたって、役付取締役と管理部門の責任者との協議を経るものとしており、その協議結果について常勤監査役の確認を経なければならないものとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

代表取締役に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからです。

なお、代表取締役の権限の行使に関する適正性を担保するため、上記のとおり、取締役の個人別の報酬額の決定に際して、役付取締役と管理部門の責任者との協議及び常勤監査役の確認を経ることとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	89,639千円 (4,960千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,745千円 (13,745千円)
合 計	11名	103,384千円

(注) 1 上記の支給人員には2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2 当事業年度において支払われた非金銭報酬はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	京谷 忠幸	(株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO (株)ピーエムティー 代表取締役社長	当社と(株)シンク・アイホールディングス及び(株)ピーエムティーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	加藤 彰		
監 査 役	松村 安之	弁護士 唯一法律事務所 代表	当社と唯一法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	中川 雅晴	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役 西垣林業(株) 社外取締役	当社と中川雅晴事務所及びGMB(株)、西垣林業(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取 締 役	京谷 忠幸	12回中11回 (92%)	—	当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	大山 隆司	12回中12回 (100%)	—	当社の経営全般に対し、主に司法の専門家としての見地から助言・提言を行うほか、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	加藤 彰	12回中12回 (100%)	13回中13回 (100%)	常勤監査役として、経営会議などの取締役会以外の重要会議にも出席し、産業界に対する幅広い見識に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	松村 安之	12回中12回 (100%)	13回中13回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	中川 雅晴	12回中10回 (83%)	13回中13回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	主な職務の概要
京谷 忠幸	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般にわたって、有用な助言をいただきました。
大山 隆司	司法分野における豊富な経験と専門知識に基づき、取締役会での審議の際には、コンプライアンス上の留意点等について具体的な助言をいただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新月有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、2010年3月29日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議（2015年5月15日の取締役会にて一部改定の決議）を行っており、概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - ② 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動ならびに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、企業行動憲章を制定し、周知徹底することにより、当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
 - ④ 内部通報制度の整備
当社は、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の窓口として内部通報制度を整備し、内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を全役職員から広く収集する。
 - ⑤ 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査計画、監査状況ならびに監査結果は、定期的に監査役に対して報告するとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、法令、定款及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。また、重要な開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で法令等に従い、適時かつ適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するためにリスク管理委員会を設置し、その体制を整備する。
- ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、取締役会の意思決定に資するものとする。
- ② 当社は、グループ企業に対し、当社の業務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ③ 取締役は、年度計画及び中期経営計画に基づき、業務の進捗状況等を定期的に確認する。
- ④ 取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び各部における進捗状況報告等の業務報告を行う。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する。
- ② グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、関係会社管理規程など関連規程に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③ 内部監査室が定期的実施する内部監査により、子会社の業務が関係会社管理規程及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保するものとする。
- ④ 当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させるものとする。

- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役会からの独立性を確保するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役に報告する。また、これに係わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ② 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、グループ企業各社においてもその徹底を図る。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。
 - ② 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
 - ③ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制
当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(10) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
 1. 反社会的勢力対応部署の設置
 2. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
 3. 外部専門機関との連携体制の確立
 4. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
 5. 暴力団排除条項の導入
 6. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。取締役会のほか、監査役会は13回、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役ならびに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,431,897	流 動 負 債	259,044
現金及び預金	1,083,629	支払手形及び買掛金	40,856
受取手形及び売掛金	157,948	契約負債	228
電子記録債権	27,802	リース債務	10,686
商品及び製品	25,041	未払法人税等	246
仕掛品	51,557	未払金	140,720
原材料及び貯蔵品	50,896	賞与引当金	26,131
その他	35,021	その他	40,173
固 定 資 産	279,126	固 定 負 債	353,889
有 形 固 定 資 産	252,271	リース債務	36,306
建物及び構築物	119,381	繰延税金負債	1,199
機械装置及び運搬具	0	退職給付に係る負債	153,761
土地	132,890	資産除去債務	43,247
その他	0	長期未払金	119,374
無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	612,934
その他	0	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	26,855	株 主 資 本	1,106,953
その他	26,855	資本金	10,000
		利益剰余金	1,096,953
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△13,527
		為替換算調整勘定	△13,527
		新株予約権	4,664
		純 資 産 合 計	1,098,090
資 産 合 計	1,711,024	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,711,024

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,768,084
売上原価		2,124,822
売上総利益		643,261
販売費及び一般管理費		806,983
営業外収益		163,721
受取利息	1,444	
受取配当金	60	
助成金収入	42	
スクラップ売却益	5,918	
原材料売却益	69,063	
為替差益	4,796	
補助金の収入	1,177	
その他	2,418	
営業外費用		84,919
支払利息	45,725	
シンジケートローン手数料	1,833	
消費税差額	9,382	
その他	2,071	
経常損失		59,012
特別利益		137,813
固定資産売却益	207,097	
関係会社株式売却益	220,712	
新株予約権戻入益	4,918	
特別損失		432,728
固定資産除却損失	25	
減損損失	20,361	
事業構造改革費用	300	
訴訟関連費用	13,687	
税金等調整前当期純利益		34,374
法人税、住民税及び事業税	56,091	
法人税等調整額	△71,849	
当期純利益		260,540
親会社株主に帰属する当期純利益		△15,758
		276,299
		276,299

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	349,042	299,042	182,569	△0	830,654
当期変動額					
減資	△339,042	339,042			-
欠損填補		△638,085	638,085		-
親会社株主に帰属する当期純利益			276,299		276,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△339,042	△299,042	914,384	-	276,299
当期末残高	10,000	-	1,096,953	△0	1,106,953

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△678	△34	△19,759	△20,472	9,582	819,763
当期変動額						
減資						-
欠損填補						-
親会社株主に帰属する当期純利益						276,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	678	34	6,232	6,945	△4,918	2,026
当期変動額合計	678	34	6,232	6,945	△4,918	278,326
当期末残高	-	-	△13,527	△13,527	4,664	1,098,090

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

(連結子会社の名称)

・Zeo Next(株)

・上海那科夢楽商貿有限公司

なお、Zeo Next(株)については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めることとし、日本ノズル(株)については、所有株式の全てを売却したため連結子会社でなくなりました。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

a. 市場価格のない株式 ……時価法
等以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式 ……移動平均法による原価法
等

②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③棚卸資産

a. 商品、製品及び原材料 ……総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b. 仕掛品 ……個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) ただし、仕掛品の一部は総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

c. 貯蔵品 ……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- a. 建物及び構築物……………2～50年
- b. 機械装置及び運搬具……………2～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

- a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

先物為替予約取引については、デリバティブ管理規程に従い、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

④有効性評価の方法

先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建てによる同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

②収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 特殊精密機器事業

特殊精密機器事業は、主に電子部品実装機用のノズル及び装着ヘッド周辺部品、産業工作機械用の基幹部品を生産及び販売しております。このような製品の販売については、顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

b. 化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業は、主に化学繊維用の紡糸ノズルや不織布製造装置及び不織布関連ノズル等を生産及び販売しております。このような製品の販売については、顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。なお、不織布製造装置の販売について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると

判断したものについては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

c. D-Nex t 事業

D-Nex t 事業は、パワー半導体向けダイヤモンドワイヤやダイヤモンドワイヤ製造装置の生産及び販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

d. マテリアルサイエンス事業

マテリアルサイエンス事業は、ナノサイズゼオライトの開発及び販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

【表示方法の変更に関する注記】

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」(前連結会計年度44,755千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期未払金」(前連結会計年度124,516千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「消費税差額」(前連結会計年度0千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

- ② 1株当たり配当額 5円
 ③ 基準日 2026年3月31日
 ④ 効力発生日 2026年6月29日
 なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 5,500株

【連結損益計算書に関する注記】

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額(千円)
特殊精密機器 事業用資産	大阪府堺市	機械装置及び運搬具	371
		その他	19,989
		合計	20,361

当社グループは損益管理を合理的に行える事業単位をグルーピングの基礎としており、遊休資産は個別に判定しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることにより、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額20,361千円を減損損失として特別損失に計上しました。

当該資産の回収可能価額は、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、土地については不動産鑑定士による鑑定評価額を基準とした正味売却価額により測定しており、その他については備忘価額1円として評価しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に増資や銀行借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。また、輸出取引に係る外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約取引を利用してリスクヘッジを行っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し、財務状況等を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期末払金は、役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退任時に支給する予定であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、輸出取引の為替変動によるリスクの軽減を目的とする為替予約を行っており、デリバティブ管理規程に従い事前に稟議決裁を受けた上で担当部門が実行及び管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「2. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「長期末払金」については、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、記載しておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) リース債務 (※1)	46,993	45,672	△1,320
負債計	46,993	45,672	△1,320

(※1) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下

の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	－	45,672	－	45,672
負債計	－	45,672	－	45,672

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	連結損益計算書計上額
	特殊精密機器事業	化学繊維用紡糸ノズル事業	D-Next事業	マテリアルサイエンス事業	計		

主たる地域市場

日本	701,789	462,174	216,738	12,837	1,393,539	－	1,393,539
中国	32,080	969,495	－	－	1,001,575	－	1,001,575
アジア（中国除く）	7,922	197,130	14,195	－	219,248	－	219,248
ヨーロッパ	－	37,095	－	－	37,095	－	37,095
その他	－	116,626	－	－	116,626	－	116,626
顧客との契約から生じる収益	741,792	1,782,522	230,933	12,837	2,768,084	－	2,768,084
外部顧客への売上高	741,792	1,782,522	230,933	12,837	2,768,084	－	2,768,084

収益認識の時期

一時点で移転される財	741,792	1,774,797	230,322	12,837	2,759,749	－	2,759,749
一定の期間にわたり移転される財	－	7,724	611	－	8,335	－	8,335
顧客との契約から生じる収益	741,792	1,782,522	230,933	12,837	2,768,084	－	2,768,084
外部顧客への売上高	741,792	1,782,522	230,933	12,837	2,768,084	－	2,768,084

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

区分	連結貸借対照表計上額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	319,870千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	185,751千円
契約負債（期首残高）	252,283千円
契約負債（期末残高）	228千円

契約負債の増減は、前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は252,283千円であり、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益（主に取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	99円21銭
1株当たり当期純利益	25円07銭

【企業結合等に関する注記】

事業分離

子会社株式の譲渡

当社は、2026年2月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付で連結子会社である日本ノズル株式会社の全株式を株式会社水登社に譲渡する旨の株式譲渡契約書を締結し、2026年3月31日に株式譲渡を行いました。これに伴い、日本ノズル株式会社は当社の連結子会社から除外しております。

1. 事業分離の概要

- (1) 分離先企業の名称
株式会社水登社
- (2) 分離した事業の内容

化学繊維用紡糸ノズル事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社の財務体質を健全化するとともに、新規事業であるマテリアルサイエンス事業への投資を行い、加えて、既存事業である特殊精密機器事業及びD-Next事業の収益力強化を行うためです。

(4) 事業分離日

2026年3月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

220,712千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,329,095	千円
固定資産	2,456,586	千円
資産合計	3,785,682	千円
流動負債	545,894	千円
固定負債	1,047,522	千円
負債合計	1,593,416	千円

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

化学繊維用紡糸ノズル事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,782,522	千円
営業利益	51,036	千円

【重要な後発事象に関する注記】

共通支配下の取引

吸収分割による事業承継

当社は、2026年2月26日公表の「会社分割（簡易吸収分割）に関するお知らせ」の通り、2026年2月26日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日とし、当社のマテリアルサイエンス事業を吸収分割の方法により、当社の完全子会社であるZ e o N e x t 株式会社に承継させる会社分割（以下、「本件会社分割」といいます。）を実施することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結しております。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び事業の内容

当社のマテリアルサイエンス事業

(2) 企業結合日

2026年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、Z e o N e x t 株式会社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割。

(4) その他取引の概要に関する事項

当社のマテリアルサイエンス事業において更なる成長を図る体制を整えるため、本件事業について事業移管することを決定致しました。Z e o N e x t 株式会社において専門組織を形成し、更なる付加価値の提供を図ります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,364,592	流動負債	254,179
現金及び預金	1,024,913	買掛金	37,545
売掛金	155,876	リース負債	10,686
電子記録債権	27,802	未払金	139,442
商品及び製品	22,708	未払費用	25,374
仕掛品	51,557	未払法人税等	200
材料及び貯蔵品	50,896	未払消費税等	7,805
前払費用	10,993	預り金	6,994
未収還付法人税等	2,549	賞与引当金	26,131
その他の	17,295	固定負債	353,889
固定資産	281,511	リース負債	36,306
有形固定資産	252,271	繰延税金負債	1,199
建物	119,381	退職給付引当金	153,761
構築物	0	資産除去債務	43,247
機械及び装置	0	長期未払金	119,374
車輛運搬具	0	負債合計	608,069
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
土地	132,890	株主資本	1,033,370
無形固定資産	0	資本金	10,000
その他の	0	利益剰余金	1,023,370
投資その他の資産	29,239	利益準備金	10,000
関係会社株式	3,000	その他利益剰余金	1,013,370
その他の	26,239	固定資産圧縮積立金	543
		繰越利益剰余金	1,012,827
		自己株式	△0
		新株予約権	4,664
資産合計	1,646,104	純資産合計	1,038,034
		負債・純資産合計	1,646,104

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	971,627
売上原価	771,626
売上総利益	200,000
販売費及び一般管理費	438,074
営業外損失	238,073
営業外収益	
受取利息及び配当金	150,044
経営指導致入	12,000
為替差益	903
補助金の収入	177
その他	5,075
営業外費用	
支払利息	26,410
シンジケートローン手数料	916
消費税の差額	9,378
その他	2,049
特別利益	108,629
固定資産売却益	207,097
関係会社株式売却益	2,024,305
新株予約権戻入益	4,918
特別損失	
減固定資産除却損失	20,361
事業構造改革費用	25
訴訟関連費用	300
税金引前当期純利益	13,687
法人税、住民税及び事業税	199
法人税、住民税等調整額	753
当期純利益	2,092,366

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	349,042	299,042	-	299,042	10,000	771	△1,717,851	△1,707,080
当期変動額								
資本金から剰余金への振替	△339,042		339,042	339,042				-
準備金から剰余金への振替		△299,042	299,042	-				-
欠損填補			△638,085	△638,085			638,085	638,085
固定資産圧縮積立金の取崩						△228	228	-
当期純利益							2,092,366	2,092,366
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)								
当期変動額合計	△339,042	△299,042	-	△299,042	-	△228	2,730,679	2,730,451
当期末残高	10,000	-	-	-	10,000	543	1,012,827	1,023,370

	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△0	△1,058,995	9,582	△1,049,413
当期変動額				
資本金から剰余 金への振替		-		-
準備金から剰余 金への振替		-		-
欠損填補		-		-
固定資産圧縮積 立金の取崩		-		-
当期純利益		2,092,366		2,092,366
株主資本以外の 項目の当期の変 動額（純額）		-	△4,918	△4,918
当期変動額合計	-	2,092,366	△4,918	2,087,447
当期末残高	△0	1,033,370	4,664	1,038,034

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

②その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外……時価法

のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、製品及び原材料 ……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②仕掛品 ……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）ただし、仕掛品の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③貯蔵品 ……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

①建物 2～31年

②機械及び装置 2～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 特殊精密機器事業

特殊精密機器事業は、主に電子部品実装機用のノズル及び装着ヘッド周辺部品、産業工作機械用の基幹部品を生産及び販売しております。このような製品の販売については、顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

b. D-Nex t 事業

D-Nex t 事業は、パワー半導体向けダイヤモンドワイヤやダイヤモンドワイヤ製造装置の生産及び販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

c. マテリアルサイエンス事業

マテリアルサイエンス事業は、ナノサイズゼオライトの開発及び販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

先物為替予約取引については、デリバティブ管理規程に従い、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

④有効性評価の方法

先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建てによる同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,463,365千円

2. 偶発債務

中国の江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡案件について、同社より2021年11月17日付で当社の契約義務の履行がなされなかったとして、シンガポール国際仲裁センター（以下、SIAC）に対し、本契約を解除するとともに損害賠償を請求する仲裁の申立てが行われ、2025年5月20日付でSIACから仲裁判断（中間判断）を受領し、当社に対し江蘇三超社が被った直接損害額及び利息の支払いが命じられました。しかしながら、当社が支払う金額については、現在進行中の仲裁手続きにおいて江蘇三超社及び当社がそれぞれ主張を行った上で、仲裁廷により別途決定されることとなっており、現時点においてはその金額の見通しが立てられないため、仲裁判断による業績への影響を合理的に見積ることは困難な状況です。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,398千円
短期金銭債務	2,388千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	18,144千円
-----	----------

仕入高	25,113千円
-----	----------

販売費及び一般管理費	△8,932千円
------------	----------

営業取引以外の取引高	162,000千円
------------	-----------

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1株
------	----

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,871,320千円
減損損失設備	136,313千円
退職給付引当金	54,477千円
未払役員退職慰労金	42,294千円
棚卸資産評価損	26,726千円
関係会社株式	15,778千円
資産除去債務	15,322千円
研究開発用設備	2,431千円
賞与引当金	9,258千円
未払社会保険料	1,542千円
その他	918千円
小計	4,176,384千円
評価性引当額	4,176,384千円
合計	－千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△298千円
未収還付事業税	△900千円
合計	△1,199千円
繰延税金負債の純額	△1,199千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Z e o N e x t (株)	堺市 西区	3,000	ナノサイズ ゼオライト の開発及び 販売	直接所有 100.0	役員の 兼任	グループ 通算制度 に係る個 別帰属額 の受取	0	未収 入金	0
子会社	上海那科 夢楽商貿 有限公司	中国 上海市	44,535	当社製品の 販売	直接所有 100.0	当社製品 の販売 役員の 兼任	製品の 販売 (注) 1	17,591	売掛金	2,397
子会社	日本 ノズル(株)	神戸市 西区	48,000	化学繊維用 紡糸ノズル の製造及び 販売	直接所有 100.0	経営指導 当社製品 の販売 役員の 兼任	製品の 販売 (注) 1 業務委託 料の受取 (注) 2 経営指導 料の受取 (注) 2	553 22,800 12,000	- - -	- - -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 当社製品の販売については、代理店販売価格を基に取引価格を決定しております。

2 経営指導料等については、契約条件により決定しております。

3 日本ノズル(株)については、当事業年度に全株式を売却したことに伴い連結の範囲から除外しております。上記の資本金又は出資金、議決権等の所有(被所有)割合、関連当事者との関係、取引内容及び取引金額は当該除外直前の金額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	93円76銭
1株当たり当期純利益	189円85銭

【重要な後発事象に関する注記】

共通支配下の取引

吸収分割による事業承継

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結子会社に対する増資

当社は、2026年3月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるZeo Next株式会社に対して資本金の増額を行うことを決議いたしました。これにより、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することになりました。

1. 増資の理由

自己資本の増強により、事業の拡大および経営基盤の強化を図ることを目的としております。

2. 対象会社の概要

(1) 名称	Zeo Next株式会社
(2) 所在地	大阪府堺市堺区西区鶴田町27番27号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 井上 誠
(4) 事業内容	無機及び有機の各種化合物の開発・製造・販売ならびに化合物の受託研究、受託合成、受託生産業務
(5) 増資前の資本金	3,000千円
(6) 設立年月日	2025年7月11日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社中村超硬100%

3. 増資の概要

(1) 払込金額	200,000千円
(2) 払込日	2026年4月1日
(3) 増資後の資本金の額	103,000千円
(4) 増資後の資本準備金の額	100,000千円
(5) 増資後の出資比率	株式会社中村超硬100%

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市
指定有限責任社員 公認会計士 本 川 雅 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 正 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村超硬の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村超硬及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 本 川 雅 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 正 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村超硬の2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社中村超硬 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 加 藤 彰 ㊟

監 査 役（社外監査役） 松 村 安 之 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 川 雅 晴 ㊟

以 上

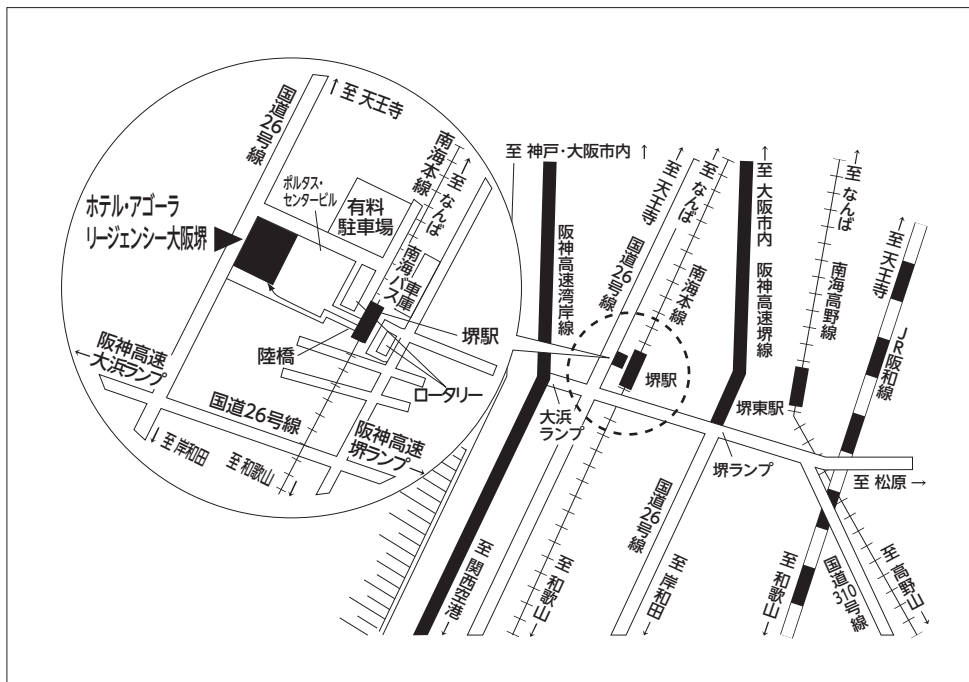
株主メモ

● 事業年度	4月1日～翌年3月31日
● 期末配当金受領株主確定日	3月31日
● 中間配当金受領株主確定日	9月30日
● 定時株主総会	毎年6月
● 株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
● 同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 0120-094-777 (通話無料)
● 上場証券取引所	東京証券取引所
● 公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL https://www.nakamura-gp.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

第56回定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴラ リージェンシー大阪堺 3階ガーデンコート

ご参考 (会場までの交通)

最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

(堺駅西口からホテル・アゴラリージェンシー大阪堺2階への連絡通路があります。)



Nakamura

株式会社 中村 超硬
大阪府堺市西区鶴田町27番27号
<https://www.nakamura-gp.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。